

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）

改正案	現 行
<p><u>第一編 総 則</u></p> <p><u>1-1-1</u> 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「規則」という。）第1条第1項第1号に規定する指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものは、指定国際会計基準に定める財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいうものとする。</p> <p><u>1-1-2</u> 規則第1条第1項第2号に規定する指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書は、指定国際会計基準に定める財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び持分変動計算書をいうものとする。</p> <p><u>1-1-3</u> 規則第1条第1項第3号に規定する指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するものは、指定国際会計基準に定める財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいうものとする。</p> <p>[削る。]</p>	<p><u>第一章 総 則</u></p> <p><u>1-1</u> 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものは、指定国際会計基準に定める財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいうものとする。</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p><u>6</u> 規則第6条に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当事業年度に係る財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、対応する前事業年度に係る数値を含めなければならない。 2 当事業年度に係る財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前事業年度に係る定性的な情報を含めなければならない。
<p><u>第二編 財務諸表</u></p> <p><u>第一章 総則</u></p> <p><u>8の2の2</u> 規則第8条の2の2に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当事業年度に係る財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、対応する前事業年度に係る数値を含めなければならない。 2 当事業年度に係る財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前事業年度に係る定性的な情報を含めなければならない。 <p><u>8の2の3</u> 規則第8条の2の3に規定する注記は、「会計方針の開示、会計上</p>	<p>[編を加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p><u>8の2</u> 規則第8条の2に規定する注記は、「会計方針の開示、会計上の変更及</p>

の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

[1・2 略]

3 2の(1)から(10)までに例示されている重要な会計方針の記載に関しては、次の点に留意する。

[(1)～(7) 略]

(8) 2の(10)に掲げる事項については、次の点に留意する。

[①・② 略]

③ 特定の市場リスク（規則第8条の6の2第6項に規定する金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動に係るリスクをいう。）又は特定の信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスクをいう。）に関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定する場合には、その旨を記載するものとする。

④ [略]

8の2の4 規則第8条の2の4に規定する注記は、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1 [略]

2 重要な会計上の見積りを示す項目が複数ある場合には、規則第8条の2の4に規定する注記については、重要な会計上の見積りを示す項目ごとに一覧できるようにまとめて記載するものとする。

3 規則第8条の2の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の注記については、投資者その他の財務諸表の利用者が同条に規定する重要な会計上の見積りの内容を理解できるようにするための情報を開示することを目的とした上で、財務諸表提出会社において、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。

8の13の2 規則第8条の13の2第1項に規定する確定拠出制度に関する注記については、次の点に留意する。

1 8の13の取扱いは、規則第8条の13の2第1項第1号における確定拠出制度の概要の注記について準用する。

なお、会社等がリスク分担型企業年金（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に基づいて実施される企業年金のうち、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第1条第3号に規定するもの（「退職給付に関する会計基準」第4項に定める確定拠出制度に分類されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を採用している場合には、同項第1号に規定する事項に当該年金に関する説明（例えば、標準掛金相当額の他に、リスク対応掛金相当額があらかじめ規約に定められること、毎事業年度におけるリスク分担型企業年金の財政状況に応じて給付額が増減し、年金に関する財政の均衡が図られること）が含まれるものとする。

[2・3 略]

び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

[1・2 同左]

3 [同左]

[(1)～(7) 同左]

(8) [同左]

[①・② 同左]

③ 特定の市場リスク（規則第8条の6の2第3項に規定する金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動に係るリスクをいう。）又は特定の信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスクをいう。）に関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定する場合には、その旨を記載するものとする。

④ [同左]

8の2の2 規則第8条の2の2に規定する注記は、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1 [同左]

2 重要な会計上の見積りを示す項目が複数ある場合には、規則第8条の2の2に規定する注記については、重要な会計上の見積りを示す項目ごとに一覧できるようにまとめて記載するものとする。

3 規則第8条の2の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項の注記については、投資者その他の財務諸表の利用者が同条に規定する重要な会計上の見積りの内容を理解できるようにするための情報を開示することを目的とした上で、財務諸表提出会社において、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。

8の13の2 [同左]

1 8の13の1の取扱いは、規則第8条の13の2第1項第1号における確定拠出制度の概要の注記について準用する。

なお、会社等がリスク分担型企業年金（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に基づいて実施される企業年金のうち、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第1条第3号に規定するもの（「退職給付に関する会計基準」第4項に定める確定拠出制度に分類されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を採用している場合には、同項第1号に規定する事項に当該年金に関する説明（例えば、標準掛金相当額の他に、リスク対応掛金相当額があらかじめ規約に定められること、毎事業年度におけるリスク分担型企業年金の財政状況に応じて給付額が増減し、年金に関する財政の均衡が図られること）が含まれるものとする。

[2・3 同左]

第三編 第一種中間財務諸表

第一章 総則

- 130 規則第130条に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。
- 1 当中間会計期間に係る第一種中間財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、前事業年度及び前中間会計期間に係る数値を含めなければならない。
 - 2 当中間会計期間に係る第一種中間財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前事業年度及び前中間会計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。
- 131 規則第131条及び第132条の規定の適用については、次の点に留意する。
- 1 同一の中間会計期間において複数の会計方針を変更した場合には、実務上可能な範囲において、会計方針の変更の内容ごとに、規則第131条及び第132条の規定を適用するものとする。ただし、当該会計方針の変更の内容ごとに影響額を区分することが困難な場合には、その旨を記載するものとする。
 - 2 規則第131条第1項第3号及び第132条第1項第3号に規定する税引前中間純損益金額に対する前中間会計期間における影響額とは、遡及適用を行った場合において、当中間会計期間に係る中間損益計算書に含まれる比較情報に計上された税引前中間純損益金額と、前中間会計期間に係る中間損益計算書に計上された税引前中間純損益金額との差額をいうものとする。
 - 3 規則第131条第1項第3号及び第132条第1項第3号に規定するその他の重要な項目に対する影響額とは、前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額等をいうものとする。
 - 4 規則第131条第2項第3号及び第132条第2項第3号に規定する税引前中間純損益金額に対する影響額とは、(1)及び(2)に掲げる金額をいうものとする。
 - (1) 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 当中間会計期間に係る中間損益計算書に計上された税引前中間純損益金額と、変更前の会計方針を当中間会計期間に適用した場合において計上されるべき税引前中間純損益金額との差額
 - (2) 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には次に掲げる事項
 - ① 前事業年度の期首以前から変更後の会計方針を適用したとき 当中間会計期間に係る中間損益計算書に含まれる比較情報に計上された税引前中間純損益金額と、前中間会計期間に係る中間損益計算書に計上された税引前中間純損益金額との差額
 - ② 当事業年度の期首から変更後の会計方針を適用したとき 当中間会計期間に係る中間損益計算書に計上された税引前中間純損益金額と、変更前の会計方針を当中間会計期間に適用した場合において計上されるべき税引前中間純損益金額との差額
 - ③ 前事業年度の期中から変更後の会計方針を適用したとき 当中間会計

[編を加える。]

[加える。]

[加える。]

期間に係る第一種中間財務諸表に含まれる比較情報に計上された税引前中間純損益金額と、前中間会計期間に係る中間損益計算書に計上された税引前中間純損益金額との差額、及び当中間会計期間に係る中間損益計算書に計上された税引前中間純損益金額と、変更前の会計方針を当中間会計期間に適用した場合において計上されるべき税引前中間純損益金額との差額

5 規則第131条第3項に規定する事項の注記に際しては、会計基準等に規定された遡及適用に関する経過措置の内容に応じて、必要な事項を記載するものとする。

136 規則第136条に規定する第一種中間財務諸表の作成に特有の会計処理とは、「中間財務諸表に関する会計基準」にいう中間特有の会計処理（原価差異の繰延処理及び税金費用の計算）をいうものとする。 [加える。]

137 8の4の取扱いは、規則第137条に規定する重要な後発事象の注記について準用する。 [加える。]

138 8の6の2-1-2（6を除く。）、8の6の2-1-3（3から6までを除く。）及び8の6の2-4の取扱いは、規則第138条に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、8の6の2-1-2中「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、「貸借対照表の」とあるのは「中間貸借対照表の」と、8の6の2-1-3中「貸借対照表の」とあるのは「中間貸借対照表の」と読み替えるものとする。 [加える。]

139 規則第139条に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。 [加える。]

- 1 注記の対象となる有価証券には、規則第15条第4号、第31条第1号及び第32条の2に規定する有価証券のほか、第31条第4号に属する保証差入有価証券等が含まれるものとする。
- 2 有価証券の時価は、「時価の算定に関する会計基準」に定める時価に基づいて算定するものとする。
- 3 規則第139条第1号及び第2号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。
- 4 取得原価には、償却原価法に基づいて算定された価額を含むものとする。

140-1 規則第140条第1項の注記に関しては、次の点に留意する。 [加える。]

- 1 取引の対象物の種類には、それぞれインデックスが含まれるものとする。
- 2 「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引については、注記の対象から除くものとする。
- 3 デリバティブ取引の時価は、「時価の算定に関する会計基準」に従って算定するものとする。

142 8の9-1の取扱いは、規則第142条に規定する持分法損益等の注記につい [加える。]

て準用する。

143 規則第143条から第146条までに規定する注記は、「企業結合に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん及び支配等の用語は、「企業結合に関する会計基準」に定める企業結合日、のれん及び支配等の用語をいうものとする。 [加える。]

143-1-1 8の17-1-1の取扱いは、規則第143条第1項第1号に掲げる「企業結合の概要」に係る注記について準用する。 [加える。]

144 規則第144条に規定する逆取得となる企業結合が行われた場合の注記については、次に掲げる点に留意する。 [加える。]

- 1 8の18-1の取扱いは、規則第144条に規定する注記のうち、規則第143条第1項第1号に掲げる事項に準ずる事項を記載する場合について準用する。
- 2 第一種中間連結財務諸表を作成することとなった場合には、逆取得となった企業結合を反映した連結財務諸表を作成する必要がある。

145 規則第145条に規定する共通支配下の取引等の注記については、次に掲げる点に留意する。 [加える。]

- 1 8の20-1-1の取扱いは、規則第145条第1項第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。
- 2 第一種中間連結財務諸表を作成することとなった場合には、子会社が親会社を吸収合併することとなった企業結合を反映した第一種中間連結財務諸表を作成する必要がある。

147 規則第147条及び第148条に規定する注記は、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。 [加える。]

また、8の23-1-1及び8の23-1-4の取扱いは、規則第147条に規定する事業分離における分離元企業の注記について準用する。

149 規則第149条に規定する継続企業の前提に関する注記については、次の点に留意する。 [加える。]

- 1 継続企業の前提とは、「期中レビュー基準」にいう継続企業の前提をいうものとする。
- 2 8の27-2及び8の27-3の取扱いは、継続企業の前提に関する注記について準用する。
- 3 前事業年度の財務諸表において規則第8条の27の規定により注記した継続企業の前提に関する重要な不確実性が中間貸借対照表日において認められる場合には、中間貸借対照表日までの期間における当該重要な不確実性の変化も含めて記載し、当中間会計期間の末日までに継続企業の前提に関する重要な不確実性に特段の変化がない場合には、前事業年度の注記を踏まえる必要

がある（例えば、前事業年度の末日に当該注記を行った場合であって、当中間会計期間の末日までに継続企業の前提に関する重要な不確実性に特段の変化がないときは、当初に行った注記の内容を基に、事業年度の末日までの期間に対応した内容を記載する必要がある。）ことに留意する。

- 4 規則第149条第2号に規定する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日までを対象とした対応策を記載する必要があることに留意する（3において前事業年度の注記を踏まえる必要がある場合を除く。）。
- 5 前事業年度の決算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性に大きな変化があった場合又は前事業年度の決算日において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当中間会計期間に継続企業の前提に関する重要な不確実性が新たに認められることとなった場合であって、当中間会計期間の末日から1年にわたって継続企業の前提が成立すると評価に基づいて第一種中間財務諸表を作成するときは、規則第149条第3号に規定する当該重要な不確実性が認められる理由として、具体的な対応策が未定であること、4に規定する対応策の対象期間を超えた期間についても継続企業の前提が成立すると評価した理由等を含めて記載することに留意する。
- 6 中間貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、当該重要な不確実性の存在は規則第137条に規定する重要な後発事象に該当することに留意する。

150 規則第150条に規定する事項には、指定法人にあつては規則第199条及び第200条の規定により注記することとされている事項に相当する事項が含まれることに留意する。

[加える。]

152 規則第152条に規定する注記については、次の点に留意する。

[加える。]

- 1 投資者その他の第一種中間財務諸表の利用者が当中間会計期間に係る顧客との契約から生じる収益並びに当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を理解できるようにするための十分な情報を開示することを目的とした上で、第一種中間財務諸表提出会社において、定量的な要因と定性的な要因の両方を考慮して当該目的に照らして重要性が乏しいか否かを判断するものとする。また、重要性がある場合は、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。
- 2 当中間会計期間に認識した顧客との契約から生じる収益と規則第151条第1項第1号に掲げる報告セグメントごとの売上高との関係を投資者その他の第一種中間財務諸表の利用者が理解できるようにするための十分な情報を記載

するものとする。

第二章 中間貸借対照表

160-1-2 15-12の2に掲げるその他通常取引以外の取引に基づいて発生した手形債権の金額が資産の総額の100分の1以下である場合には、当該手形債権については、規則第160条第1項第2号に規定する受取手形、売掛金及び契約資産の科目に含めて記載することができるものとする。 [加える。]

160-1-4 17-1-7の取扱いは、規則第160条第1項第4号から第6号までに規定する項目の区分について準用する。 [加える。]

164 規則第164条において準用する規則第26条の2第3項の規定に従い、減損損失累計額を減価償却累計額に合算した場合には、減価償却累計額及び減損損失累計額の科目をもって掲記することができる。 [加える。]

167 当初一年を超えた後に費用となるものとして支出された前払費用について、一年内に費用となるべき部分の金額がある場合において、その金額が僅少であるものについては、当該金額を流動資産として区分しないで、規則第167条第1項に規定する投資その他の資産として記載することができるものとする。 [加える。]

173-1-1 47-6の1に掲げる通常取引以外の取引に基づいて発生した手形債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には、当該手形債務については、規則第173条第1項第1号に規定する支払手形及び買掛金の科目に含めて記載することができるものとする。 [加える。]

174-1-3 規則第174条第1項第3号の引当金については、一年内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、一年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が一年内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は一年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。 [加える。]

175 58の取扱いは、規則第175条に規定する偶発債務の注記について準用する。 [加える。]

183 規則第183条及び第203条の規定は、規則第2条若しくは第3条の規定によってその財務諸表を作成している会社又は規則第4条ただし書の規定により規則第2条の規定の適用を受ける事業に関係ある事項について同条に規定する法令若しくは準則の定めによってその財務諸表を作成している会社に適用があることに留意する。 [加える。]

第三章 中間損益計算書

187 72-1の取扱いは、規則第187条に規定する売上高の表示方法について準用する。 [加える。]

188 規則第188条に規定する売上原価の金額は、規則第187条の規定により掲記した売上高に係る売上原価の金額とする。 [加える。]

なお、売上原価の金額は、原価差額、棚卸資産の評価減その他で売上原価に賦課すべきものの金額を含めて記載するものとする。

190 規則第190条に規定する販売費及び一般管理費に属する費用は、会社の販売及び一般管理業務に関する費用で、中間会計期間の費用とされるものをいう。 [加える。]

なお、通常取引に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（当該会社の営業の必要に基づいて経常的に発生する得意先又は仕入先に対する貸付金、立替金等の債権に対するものを含む。）は、異常なものを除き、販売費及び一般管理費に属するものとする。また、通常取引以外の取引に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失の金額が僅少な場合には、販売費及び一般管理費として記載することができるものとする。

199 95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規則第199条に規定する1株当たり [加える。]

中間純損益金額に関する注記及び規則第200条に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額に関する注記について準用する。この場合において、95の5の3の2(2)中「普通株式増加数の主な内訳」とあるのは「普通株式増加数」と、同(3)中「その旨、潜在株式の種類及び潜在株式の数」とあるのは「前事業年度末から重要な変動がある場合にはその概要」と読み替えるものとする。

203 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社が提出する第一種中間財務諸表の [加える。]

作成に当たり、中間会計期間に係る支払備金及び責任準備金の繰入額及び戻入額の算定を行うことが困難な場合には、当該繰入額及び戻入額の算定を行わないことができるものとする。

第五章 株主資本等に関する注記

209 規則第209条に規定する「主な変動事由」とは、例えば、次に掲げるものを [加える。]

- 1 新株の発行又は自己株式の処分
- 2 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
ただし、配当に関する注記を参照することとした場合には、省略することを妨げない。
- 3 自己株式の取得
- 4 自己株式の消却
- 5 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少

第四編 第二種中間財務諸表

第一章 総則

211 規則第211条に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。

- 1 当中間会計期間に係る中間財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、前事業年度及び前中間会計期間に係る数値を含めなければならない。
- 2 当中間会計期間に係る中間財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前事業年度及び前中間会計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。

212 規則第212条に規定する注記については、次の点に留意する。

- 1 8の2の3の1の取扱いは、規則第212条に規定する注記について準用する。この場合において、8の2の3の1中「財務諸表の」とあるのは「第二種中間財務諸表の」と、「財務諸表作成のための」とあるのは「第二種中間財務諸表作成のための」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。
- 2 会計方針には、例えば次の事項が含まれるものとする。
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金のあ計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 - (6) ヘッジ会計の方法
 - (7) 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 - (8) その他第二種中間財務諸表作成のための重要な事項
- 3 8の2の3の3の取扱いは、2の(1)から(8)までに例示されている会計方針の記載について準用する。この場合において、8の2の3の3中「財務諸表」とあるのは「第二種中間財務諸表」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

213 規則第213条及び第214条の規定の適用については、次の点に留意する。

- 1 同一の中間会計期間において複数の会計方針を変更した場合には、実務上可能な範囲において、会計方針の変更の内容ごとに、規則第213条及び第214条の規定を適用するものとする。ただし、当該会計方針の変更の内容ごとに影響額を区分することが困難な場合には、その旨を記載するものとする。
- 2 規則第213条第1項第3号及び第214条第1項第3号に規定する第二種中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額とは、遡及適用を行った場合において、当中間会計期間に係る第二種中間財務諸表に含まれる比較情報に計上された主な科目の金額と、前事業年度に係る財務諸表及び前中間会計期間に係る第二種中間財務諸表に計上された主な科目の金額との差額をいうものとする。

[編を加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

- 3 規則第213条第2項第1号ハ及び第214条第2項第1号ハに規定する第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額とは、当中間会計期間に係る第二種中間財務諸表の主な科目の金額と、変更前の会計方針を当中間会計期間に適用した場合において計上されるべき主な科目の金額との差額をいうものとする。
- 4 規則第213条第2項第2号ハ及び第214条第2項第2号ハに規定する第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額とは、次の(1)から(3)までに掲げる金額をいうものとする。
- (1) 前事業年度の期首以前から会計方針を適用したとき 当中間会計期間に係る第二種中間財務諸表に含まれる比較情報に計上された主な科目の金額と、前事業年度に係る財務諸表及び前中間会計期間に係る第二種中間財務諸表に計上された主な科目の金額との差額
- (2) 当事業年度の期首から変更後の会計方針を適用したとき 当中間会計期間に係る第二種中間財務諸表の主な科目の金額と、変更前の会計方針を当中間会計期間に適用した場合において計上されるべき主な科目の金額との差額
- (3) 前事業年度の期中から変更後の会計方針を適用したとき 当中間会計期間に係る第二種中間財務諸表に含まれる比較情報に計上された主な科目の金額と、前事業年度に係る財務諸表及び前中間会計期間に係る第二種中間財務諸表に計上された主な科目の金額との差額、及び当中間会計期間に係る第二種中間財務諸表の主な科目の金額と、変更前の会計方針を当中間会計期間に適用した場合において計上されるべき主な科目の金額との差額
- 5 規則第213条第3項に規定する事項の注記に際しては、会計基準等に規定された遡及適用に関する経過措置の内容に応じて、必要な事項を記載するものとする。

215 前事業年度に係る貸借対照表における表示方法と当中間会計期間に係る中間貸借対照表における表示方法が異なることにより、当中間会計期間に係る比較情報に含まれる科目の表示を前事業年度に係る貸借対照表における科目の表示から変更する場合には、規則第215条第1項に規定する事項の注記を要しないことに留意する。

[加える。]

219 8の4の取扱いは、規則第219条に規定する重要な後発事象の注記について準用する。

[加える。]

220 8の6から8の6-2までの取扱いは、規則第220条に規定するリース取引に関する注記について準用する。

[加える。]

221 8の6の2-1-2から8の6の2-5までの取扱いは、規則第221条に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、8の6の2-1-2中「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、「貸借対照表の」とあるのは「中間貸借対照表の」と、8の6の2-1-3中「貸借対照表の」とあるのは「中間貸借対照表の」と、「当事業年度」とあるのは「当

[加える。]

中間会計期間」と、「当該事業年度」とあるのは「当該中間会計期間」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、8の6の2-5中「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。

222 8の7-1の取扱いは、規則第222条に規定する有価証券に関する注記について準用する。 [加える。]

223 8の8の取扱いは、規則第223条に規定するデリバティブ取引に関する注記について準用する。 [加える。]

225 8の9-1及び8の9-2の取扱いは、規則第225条に規定する持分法損益等の注記について準用する。この場合において、8の9-2の3中「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「当該事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と読み替えるものとする。 [加える。]

226 8の14及び8の14-1-1の取扱いは、規則第226条に規定するストック・オプション若しくは自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に関する注記について準用する。 [加える。]

227 8の15から8の15-7までの取扱いは、規則第227条に規定するストック・オプションに関する注記について準用する。 [加える。]

228 規則第228条から第231条まで及び第234条に規定する注記とは、「企業結合に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「企業結合に関する会計基準」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。 [加える。]

また、8の17-1-1から8の17-4までの取扱いは、規則第228条に規定する取得による企業結合が行われた場合の注記について準用する。この場合において、8の17-3中「税引前当期純損益」とあるのは「税引前中間純損益」と、「当期純損益」とあるのは「中間純損益」と読み替えるものとする。

229-1 規則第229条第1項において規則第8条の18を準用する場合は次の点に留意する。 [加える。]

1 8の18-1の取扱いは、規則第229条において準用する規則第8条の18第1項に規定する事項及び影響額のうち、規則第8条の17第1項第1号に掲げる事項に準ずる事項を記載する場合について準用する。

2 8の18-4の取扱いは、規則第229条において準用する規則第8条の18第4項ただし書に規定する第二種中間連結財務諸表を作成することとなった場合の取扱いについて準用する。この場合において、8の18-4中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

229-2 8の19-1-1の取扱いは、規則第229条第2項において規則第8条の19を準用する場合の取扱いについて、準用する。 [加える。]

230 8の20-1-1の取扱いは、規則第230条において準用する規則第8条の20第1項第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用し、8の21-3の取扱いは、規則第230条において準用する規則第8条の21第3項ただし書に規定する第二種中間連結財務諸表を作成することとなった場合の取扱いについて準用する。この場合において、8の21-3中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。 [加える。]

231 8の22-1-1の取扱いは、規則第231条において準用する規則第8条の22第1項第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。 [加える。]

232 規則第232条、第233条及び第235条に規定する注記とは、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。 [加える。]
また、8の23-1-1及び8の23-1-4の取扱いは、規則第232条において準用する規則第8条の23に規定する事業分離における分離元企業の注記について準用する。

236-1 規則第236条に規定する継続企業の前提とは、「中間監査基準」にいう継続企業の前提をいうものとする。 [加える。]

236-2 8の27-2及び8の27-3の取扱いは、規則第236条に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。 [加える。]

236-3 規則第236条の注記において、前事業年度の財務諸表において規則第8条の27の規定により注記した継続企業の前提に関する重要な不確実性が中間貸借対照表日において認められる場合には、中間貸借対照表日までの期間における当該重要な不確実性の変化も含めて記載し、当中間会計期間末までに継続企業の前提に関する重要な不確実性に特段の変化がない場合には、前事業年度の注記を踏まえる必要がある（例えば、前事業年度の末日に当該注記を行った場合であって、当中間会計期間の末日までに継続企業の前提に関する重要な不確実性に特段の変化がないときは、当初に行った注記の内容を基に、事業年度の末日までの期間に対応した内容を記載する必要がある。）ことに留意する。 [加える。]

236-4 規則第236条第2号に規定する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日までの期間を対象とした対応策を記載することに留意する（236-3において前事業年度の注記を踏まえる必要がある場合を除く。）。 [加える。]

<p><u>236-5</u> 前事業年度の決算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性に大きな変化があった場合又は前事業年度の決算日において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当中間会計期間に継続企業の前提に関する重要な不確実性が新たに認められることとなった場合であって、当中間会計期間の末日から1年にわたって継続企業の前提が成立するとの評価に基づいて第二種中間財務諸表を作成するときは、規則第236条第3号に規定する当該重要な不確実性が認められる理由として、具体的な対応策が未定であること、236-4に規定する対応策の対象期間を超えた期間についても継続企業の前提が成立すると評価した理由等を含めて記載することに留意する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>236-6</u> 中間貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、当該重要な不確実性の存在は規則第219条に規定する重要な後発事象に該当することに留意する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>237</u> 8の28の取扱いは、規則第237条に規定する資産除去債務に関する注記について準用する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>239</u> 8の30及び8の30-1-2の取扱いは、規則第239条第1項において準用する規則第8条の30に規定する賃貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、8の30の4中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、8の30-1-2中「当期末」とあるのは「当中間期末」と、「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>240</u> 8の33の取扱いは、規則第240条に規定する棚卸資産に関する注記について準用する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>241</u> 8の32の取扱いは、規則第241条に規定する収益認識に関する注記について準用する。この場合において、8の32中「財務諸表の」とあるのは「第二種中間財務諸表の」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「翌事業年度以降」とあるのは「当中間会計期間の末日後」と読み替えるものとする。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>241-2</u> 規則第241条第2項に規定する重要な変動が認められない場合に該当するかどうかは、241において準用する8の32の1に記載する目的に照らして判断するものとする。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>242</u> 規則第242条に規定する事項には、指定法人にあっては規則第62条第2項の規定により注記することとされている事項に相当する事項が含まれることに留意する。</p>	<p>[加える。]</p>

第二章 中間貸借対照表

250-1-2 15-12の2に掲げるその他通常の取引以外の取引に基づいて発生した手形債権の金額が資産の総額の100分の1以下である場合には、当該手形債権については、規則第250条第1項第2号に規定する受取手形、売掛金及び契約資産の科目に含めて記載することができるものとする。 [加える。]

254 26の2-3の取扱いは、規則第254条に規定する有形固定資産の減損損失累計額の記載について準用する。 [加える。]

257-1 当初1年を超えた後に費用となるものとして支出された前払費用について、1年以内に費用となるべき部分の金額がある場合において、その金額が僅少であるものについては、当該金額を流動資産として区分しないで、規則第257条第1項に規定する投資その他の資産として記載することができるものとする。 [加える。]

264-1-1 47-6の1に掲げる通常の取引以外の取引に基づいて発生した手形債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には、当該手形債務については、規則第264条第1項第1号に規定する支払手形の科目に含めて記載することができるものとする。 [加える。]

265-1-4 規則第265条第1項第4号の引当金については、1年以内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1年以内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が1年以内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は1年以内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。 [加える。]

269 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。以下同じ。）、組合及び信託の中間貸借対照表を作成する場合には、その純資産の記載については、規則第269条から第278条までの規定に準じて、適当な項目に分類して記載することができる。 [加える。]

280 規則第280条の規定による記載については、次の点に留意する。 [加える。]

- 1 1株当たり純資産額とは、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に定める1株当たり当期純資産額をいうものとする。
- 2 1株当たり純資産額の算定上の基礎として、次に掲げる事項を注記することを妨げない。
 - (1) 中間貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る中間会計期間末の純資産額との差額の主な内訳
 - (2) 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数の種類別の内訳
- 3 持分会社、組合及び信託の中間貸借対照表を作成する場合には、1単位当

たり純資産額を注記するものとする。

282 規則第282条及び第306条の規定は、規則第2条若しくは第3条の規定によってその財務諸表を作成している会社又は規則第4条ただし書の規定により規則第2条の規定の適用を受ける事業に関係ある事項について同条に規定する法令又は準則の定めによってその財務諸表を作成している会社に適用があることに留意する。 [加える。]

第三章 中間損益計算書

287 72-1の取扱いは、規則第287条に規定する売上高の表示方法について準用する。 [加える。]

288 188の取扱いは、規則第288条に規定する売上原価の表示方法について準用する。 [加える。]

290 190の取扱いは、規則第290条に規定する販売費及び一般管理費の表示方法について準用する。 [加える。]

292-1 規則第292条第1項に規定する営業外収益に属する収益とは、90に掲げる収益であって、中間会計期間の収益として計上すべきものをいう。 [加える。]

292-2 受取利息は、規則第292条第2項に規定する重要なものとして、その金額を注記するものとする。ただし、金額が僅少である場合は、注記しないことができる。 [加える。]

293-1 規則第293条第1項に規定する営業外費用に属する費用とは、93に掲げる費用であって、中間会計期間の費用として計上すべきものをいう。 [加える。]

293-2 支払利息は、規則第293条第2項に規定する重要なものとして、その金額を注記するものとする。ただし、金額が僅少である場合は、注記しないことができる。 [加える。]

295-1 規則第295条第1項に規定する特別利益に属する利益及び規則第296条第1項に規定する特別損失に属する損失は、固定資産売却損益、減損損失、災害による損失、設備の廃棄による損益（当該会社において経常的に発生するものを除く。）、転売以外の目的で取得した有価証券その他の資産の売却又は処分による損益、企業結合に係る特定勘定の取崩益、企業結合における交換損益、事業分離における移転損益、支出の効果が期待されなくなったことによる繰延資産の一時的償却額、通常取引以外の原因に基づいて発生した臨時的損失等であって、中間会計期間の利益又は損失として計上すべきものをいう。 [加える。]

295-2 規則第295条第2項及び第296条第2項に規定するその金額が重要なもの [加える。]

とは、税引前中間純利益又は税引前中間純損失の金額におおむね100分の20以上の影響を与えているものをいい、これらの規定により注記すべき内容とは、固定資産の売却損益については当該固定資産の種類又は内容及びその金額を、その他の特別損益については当該特別損益の発生原因及びその金額をいうものとする。

297 95の3の2の取扱いは、規則第297条に規定する減損損失に関する注記について準用する。 [加える。]

301 95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規則第301条に規定する1株当たり中間純損益金額等に関する注記及び規則第302条に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額に関する注記について準用する。 [加える。]

306 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社が提出する第二種中間財務諸表の作成に当たり、中間会計期間に係る支払備金及び責任準備金の繰入及び戻入計算を行うことが困難な場合には、当該繰入及び戻入計算を行わないことができるものとする。 [加える。]

第四章 中間株主資本等変動計算書

318 108-1-2の取扱いは、規則第318条に規定する新株予約権に関する注記について準用する。 [加える。]

第五編 指定国際会計基準特定会社の財務諸表又は中間財務諸表 [編を加える。]

327-1 中間財務諸表を国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。 [加える。]

327-2 中間財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。 [加える。]

第六編 外国会社の財務書類

328 規則第328条第1項、第2項及び第5項ただし書の規定により、外国会社がその本国又は本国以外の本邦外地域（以下「本国等」という。）において開示又は作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することとする場合は、当該外国会社から、これらの規定の適用の必要性について申出があり、かつ、これらの規定に規定する「公益又は投資者保護に欠けることがない」ことが確認できる資料の提出があることを条件とする。

「金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」に関し、次に掲げる全ての要件を満たす場合における財務書類の用語、様式及び作成方法については、外国会社の本国等における用語、様式及び作成方

第九章 外国会社の財務書類

131 規則第131条第1項、第2項及び第5項ただし書の規定により、外国会社がその本国又は本国以外の本邦外地域（以下「本国等」という。）において開示又は作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することとする場合は、当該外国会社から、これらの規定の適用の必要性について申出があり、かつ、これらの規定に規定する「公益又は投資者保護に欠けることがない」ことが確認できる資料の提出があることを条件とする。

「金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」に関し、次に掲げる全ての要件を満たす場合における財務書類の用語、様式及び作成方法については、外国会社の本国等における用語、様式及び作成方

法によるものとする。

1 外国会社が本国等の法令等に基づき使用している財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法が、本邦における会計処理の原則及び手続並びに表示方法に従ったものであること又はこれと同等であると認められること（例えば、国際会計基準や米国会計基準に従ったものであることが考えられる。）。

なお、本国等における用語、様式及び作成方法により作成した財務書類（中間財務書類を除く。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明に代えて、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する監査証明に相当すると認められる証明を受ける場合には、当該証明を行う者が、あらかじめ公認会計士法第 34 条の 35 第 1 項に基づく外国監査法人等の届出を行っていることが求められることに留意すること。

[2・3 略]

329 規則第329条に規定する注記は、重要な項目について、当該外国会社の財務書類と当該会社が本邦における会計処理の原則及び手続に基づいて作成したと仮定した場合の財務諸表又は中間財務諸表とを比較した相違を金額により記載することができる場合には、当該金額による相違も記載するものとする。

330-2 規則第330条第2項の規定に関しては、次の点に留意する。

1 本邦における表示方法と異なるものがある場合とは、本邦における投資者が、当該本邦外地域における用語、様式及び作成方法によって作成された財務書類の内容を十分に理解することが困難であり又は誤解を生ずるおそれのある場合であって、おおむね次に該当するような場合をいうものとする。

① [略]

② 規則第二編第二章から第五章まで又は第三編第二章及び第三章若しくは第四編第二章及び第三章に規定する勘定科目の名称と同様の名称を付した科目をもって区分掲記された科目であって、当該科目の内容が、規則第二編第二章から第五章まで又は第三編第二章及び第三章若しくは第四編第二章及び第三章の規定による区分基準と異なる基準で区分されている場合

③ 流動資産、固定資産等資産の分類、流動負債、固定負債等負債の分類等、分類の基準が規則第二編第二章から第五章まで又は第三編第二章及び第三章若しくは第四編第二章及び第三章に規定する分類の基準と異なる場合

2 注記の内容に関しては、その旨を記載するとともに、当該事項に係る科目その他記載の内容について十分に理解せしめるために必要な事項を記載するものとする。なお、この注記は、規則第329条に規定する注記と併せて記載することができる。

331 規則第331条に規定する本邦通貨に換算した金額は、一定の日における為替相場により換算した金額とし、同条に規定する注記は、当該為替相場について、その日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。

法によるものとする。

1 外国会社が本国等の法令等に基づき使用している財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法が、本邦における会計処理の原則及び手続並びに表示方法に従ったものであること又はこれと同等であると認められること（例えば、国際会計基準や米国会計基準に従ったものであることが考えられる。）。

なお、本国等における用語、様式及び作成方法により作成した財務書類について、公認会計士又は監査法人の監査証明に代えて、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する監査証明に相当すると認められる証明を受ける場合には、当該証明を行う者が、あらかじめ公認会計士法第 34 条の 35 第 1 項に基づく外国監査法人等の届出を行っていることが求められることに留意すること。

[2・3 同左]

132 規則第132条に規定する注記は、重要な項目について、当該外国会社の財務書類と当該会社が本邦における会計処理の原則及び手続に基づいて作成したと仮定した場合の財務諸表とを比較した相違を金額により記載することができる場合には、当該金額による相違も記載するものとする。

133-2 規則第133条第2項の規定に関しては、次の点に留意する。

1 本邦における表示方法と異なるものがある場合とは、本邦における投資者が、当該本邦外地域における用語、様式及び作成方法によって作成された財務書類の内容を十分に理解することが困難であり又は誤解を生ずるおそれのある場合であって、おおむね次に該当するような場合をいうものとする。

① [同左]

② 規則第二章から第五章までに規定する勘定科目の名称と同様の名称を付した科目をもって区分掲記された科目であって、当該科目の内容が、規則第二章から第五章までの規定による区分基準と異なる基準で区分されている場合

③ 流動資産、固定資産等資産の分類、流動負債、固定負債等負債の分類等、分類の基準が規則第二章から第五章までに規定する分類の基準と異なる場合

2 注記の内容に関しては、その旨を記載するとともに、当該事項に係る科目その他記載の内容について十分に理解せしめるために必要な事項を記載するものとする。なお、この注記は、規則第132条に規定する注記と併せて記載することができる。

134 規則第134条に規定する本邦通貨に換算した金額は、一定の日における為替相場により換算した金額とし、同条に規定する注記は、当該為替相場について、その日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。

(別記事業関係)

規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。

1 [略]

2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）、長期信用銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第13号）、信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成20年財務省令第60号）及び株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成24年財務省令第15号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

[(1)～(3) 略]

(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

① 規則第8条の2の3に規定する重要な会計方針の注記

② 規則第8条の2の4に規定する重要な会計上の見積りに関する注記

[(3)～(4) 略]

[3・4 略]

5 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社又は指定法人（保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の適用を受ける株式会社又は指定法人に限る。）が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、保険業法施行規則の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

[(1)～(4) 略]

(5) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあつては、⑬、⑳、㉓、㉖及び㉙の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。

① 規則第8条の2の3に規定する重要な会計方針の注記

② 規則第8条の2の4に規定する重要な会計上の見積りに関する注記

[(3)～(4) 略]

[5の2～11 略]

12 規則別記14に掲げる中小企業等金融業を営む株式会社又は指定法人及び規則別記15に掲げる農林水産金融業を営む指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号）、信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）、労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号）、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規

(別記事業関係)

[同左]

1 [同左]

2 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) [同左]

① 規則第8条の2に規定する重要な会計方針の注記

② 規則第8条の2の2に規定する重要な会計上の見積りに関する注記

[(3)～(4) 同左]

[3・4 同左]

5 [同左]

[(1)～(4) 同左]

(5) [同左]

① 規則第8条の2に規定する重要な会計方針の注記

② 規則第8条の2の2に規定する重要な会計上の見積りに関する注記

[(3)～(4) 同左]

[5の2～11 同左]

12 [同左]

則（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）又は株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によることとする。

〔(1)～(3) 略〕

(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑬、⑭、⑮及び⑯から㉑までの事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

① 規則第8条の2の3に規定する重要な会計方針の注記

② 規則第8条の2の4に規定する重要な会計上の見積りに関する注記

〔③～④ 略〕

[13～16 略]

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 〔同左〕

① 規則第8条の2に規定する重要な会計方針の注記

② 規則第8条の2の2に規定する重要な会計上の見積りに関する注記

〔③～④ 同左〕

[13～16 同左]